

◆調査・研究◆

債権説から見た信託法第31条

日本学術振興会特別研究員 星 野 豊

— 目 次 —

- | | |
|--|---|
| 1. 問題の所在
2. 英国における債権説の議論
(1) 債権説の議論の背景
① 善意有償取得法理の概要
② 善意有償取得法理の特徴 | ③ 債権説の登場の背景
(2) メイトランドの議論
① エクイティの性質と信託の基本構造
② 受益権の性質と善意有償取得法理 |
| | 3. 日本法への示唆と今後の課題 |

1. 問題の所在

わが国の信託法が信託の基本構造に関してい
 わゆる「債権説」を範として制定されているこ
 とは、信託法起草者による明確な説明がなされ
 ているほか^(注1)、信託法の条文が、受益権を
 「債権」、受託者の受益者に対する信託関係上の
 義務を「債務」、と表現していることから明ら
 かである（信託法第19条、第25条等参照）。し
 かしながら、従来わが国の信託法学の中で
 は、債権説の理論構成が信託の本質を十分に把
 握したものでなく、「信託法の認める法的効果
 さえカヴァーしきれないものである」との批判
 が加えられており^(注2)、いわゆる「物権説」「信
 託財産実質法主体性説」等、債権説と大きく異
 なる信託の基本構造に関する基礎理論が有力に
 提唱されてきた^(注3)。

債権説に対して反対学説が批判を加える最も
 代表的な局面は、受託者が信託の本旨に反して

信託財産を第三者に処分した場合に受益者によ
 る取消権行使を認める信託法第31条についてで
 ある。

債権説の理論構成の下では、信託財産を構成
 する財産ないし権利は受託者に完全に帰属して
 おり、受託者が信託目的に従った信託財産の管
 理処分を行うべきことは受託者の受益者に対す
 る債務にすぎない。従って、受託者が信託関係
 上負っている義務や責任は第三者を拘束するわ
 けでないから、受託者が信託の本旨に反して信
 託財産を処分したとしても、かかる処分は受託
 者の受益者に対する債務不履行ないし不法行為
 を構成するにとどまる。すなわち、受益者がか
 かる処分を取り消すことや、受託者から信託財
 産を譲り受けた第三者に対して受益者が信託関
 係の効果を主張することは、かかる処分が第三
 者による債権者詐害行為ないし債権侵害を構成
 するのでない限り、認められないことになる。
 このような債権説の理論構成からすれば、信託

法第31条が認める受益者の取消権は、信託財産に関して直接権利を持たない受益者の利益を保護するために信託法が特別に認めた権利である、と説明するほかない。このように、債権説の理論構成の下では、信託関係における受益者の権利の中で最も特徴的であるともいえる追及権の法的性質について、受益権を受託者に対する債権であると考えることから論理的に導かれた説明を行うことができず、信託法の条文の存在を主たる根拠とした説明を行わざるを得ない。このため、債権説に対しては、信託の理論的特徴を十分把握した理論構成であるとは言いがたく、信託の基本構造に関する理論構成として望ましくない、といった批判が加えられることになるわけである。

他方、債権説の側も、上記のような反対学説からの批判に対して、必ずしも積極的な反論を行ってこなかったように思われる。実際、信託本旨違反処分に対する受益者の取消権に関する従来の債権説の議論を見ても、第31条の規定は、信託財産それ自体の存在が信託目的の達成に必要不可欠なことがあるから、信託財産に関する直接の権利を持たない受益者の利益を保護するため、民法第424条と類似した救済手段を信託法が特別に認めたものである、と説明されているのみで、債権説の理論構成との関連を積極的に論証しようとしたものはない^(注4)。

なお、近時においては、ドイツ法や英米法における議論を手掛かりとして、信託法第31条の法的性格を議論しようとする学説が若干存在するが、これらの学説においても、第31条に基づく受益者の救済と信託法の採用する信託の基本構造との関連を積極的に論証しようとするものは見られない。

例えば、辻正美は、ドイツの信託法理論及びドイツ民法第137条に関する検討を手掛かりと

して、いわゆる「排他的管理権」の概念のない日本法の下では信託財産に関する権利帰属者である受託者の処分は相手方の善意悪意を問わず常に有効と解するほかなく、その意味でも信託法第31条は民法の一般原則に対する顕著な例外規定である、と説く^(注5)。この辻の議論は、受益者の第三者に対する効力は信託法第31条の規定の存在によって初めて認められるとする以上、信託の基本構造に関して債権説を採用することと受益権の第三者に対する効力を認めることがわが国の法体系の下では相容れないと考えることが前提とされていると考えられる。従って、この議論が信託の基本構造に関して信託法が債権説を採用していることを擁護する議論とならないことは明らかである。

又、道垣内弘人は、信託と信託以外の財産管理法理との関係を歴史的に検討することにより、信託には財産管理者の義務や利益享受者の救済手段に関する「均質化機能」があるとしたうえで、債権説の立場からでも第31条の存在理由は説明できると主張する。すなわち、道垣内によれば、信託関係における受益者の権利は、財産管理関係における利益享受者としての権利の一である以上、受益者が信託財産に関する権利を有していないことを以て物権的救済を認めないことは「アンバランス」であるから、利益享受者が財産の所有権を有している場合と同様の物権的な保護を与えられるべきであり、第31条はこの保護を図るために設けられた「例外」規定である、という^(注6)。この道垣内の説明は、「信託受益権を債権ととらえながら、物権的救済を認める〔ものであり、〕これは従来なかった興味深い指摘である」と評価されている^(注7)。しかし、道垣内の議論でも、第31条はあくまで債権説の理論構成に対する「例外」規定として位置づけられており、その例外規定と

しての存在理由が信託の法体系における位置づけとの関係から説明されているのみであるから、債権説の理論構成と第31条に基づく受益者の取消権とは理論的に相容れない関係にあることが前提とされていると言わざるを得ない。従って、道垣内の上記の議論についても、債権説に対する反対学説の批判に対して債権説の側から積極的に反論したものと考えることはできない(注8)。

以上のとおり、信託法の条文が明らかに債権説に基づいて制定されているにもかかわらず、信託法の解釈指針として債権説に反対する有力学説が登場するに至った原因の一つは、債権説の側が、自らの主張する信託の基本構造に関する理論構成と信託法第31条との理論的な関連を積極的に論証してこなかったことにあると考えられる。実際、現行信託法は、債権説に依拠していることを明確に示していると共に、信託の基本的な要件効果に関して第31条をはじめ相当明快な条文を設けているから、債権説が自説の理論構成と信託の特徴との理論的関連について厳密に検討したうえで信託法の解釈を行う必要性は、条文の文言と異なる解釈指針を主張しようとする反対学説と比べれば、当然には生じてこないともいえる。従って、債権説が反対学説と比べて必ずしも論理的な議論を展開することなく、条文の存在を以て信託の特徴を説明するというような、やや安易ともいえる議論に留まっていたことは、ある意味では当然のことであったのかもしれない。

しかしながら、明文の条文が存在する場合であっても、その解釈指針を考えるに際し、信託の基本構造に関する理論構成との関連を考えることは重要である。例えば、信託本旨違反処分に対する受益者の救済手段として、第三者に処分された財産相当額の損害賠償を請求する等、

第31条に規定されていない救済手段が果たして認められるべきか否かは、信託本旨違反処分に対する受益者の権利を信託の基本構造に関する理論構成からどう導くかにかかってくる。仮に、受益者のかかる権利が信託の基本構造から論理的に導けず、第31条の存在のみに基づいて認められるものであるなら、同条に規定されていない救済手段は一切認められないことが原則となる筈であるし、他方、受益者のかかる権利が信託の基本構造から論理的に導けるものであるのなら、第31条に規定されていない救済手段を解釈により認める余地も生じてくるであろう。なお、第31条が現行法として存在している以上、同条に関する解釈指針は同条に関する立法論とは独立に議論する必要があるうえ、現行第31条の解釈指針に関する議論は、信託関係の第三者に対する効果を理論的にどう考えるかに関わるものであるから、同条の立法論に対しても有益な示唆を与えうると思われる。

既に見てきたとおり、わが国の従来議論では、信託の基本構造に関して債権説の理論構成を採用することと信託本旨違反処分に対して認められる受益者の権利の法的性質との関係について、必ずしも厳密な検討が行われてこなかったように思われる。従って、第31条の解釈指針を考えることの必要性や、そもそも信託の基本構造に関して債権説の理論構成を採用することの妥当性を検討するためには、わが国の信託法の立法に当たって参照された英米の信託法理及び信託法学説を参照することが有益である。そして本稿では、わが国の信託法立法に際して範とされた理論構成が当時の英国における債権説であったことから、英国における信託法理及び信託法学説を専ら検討の対象とする。

以下では、まず、英国の信託法理の中で受託者の信託違反が行われた場合に受益者と第三者との

利害調整を司る善意有償取得法理 (Purchase for Value without Notice) の内容と特徴とをごく簡単に概観したうえで、英国において債権説が主張されるに至った背景を検討する (2.(1))。そして、英国の債権説の代表的論者であるメイトランド (F. W. Maitland) の議論を取りあげ、メイトランドが信託の基本構造に関して債権説を提唱するに至った理由と、善意有償取得法理と受益権の性質との理論的関連とについて検討する。そして、債権説の立場から見た場合に善意有償取得法理に基づく受益権の第三者に対する効果がどのように位置づけられるかを検討し、その理論的限界について考察する (2.(2))。そのうえで、日本法と英国法との差異や、メイトランドの議論の理論的な限界をも考慮しつつ、メイトランドの議論から得られた視点は、わが国の信託法第31条の解釈指針として応用することが可能であることを示唆し、今後の課題について述べる (3.)。

2. 英国における債権説の議論

(1) 債権説の議論の背景

前述のとおり本稿では、英国の債権説の議論を専ら検討の対象とするわけであるが、具体的な議論の検討を行うために最低限必要な範囲で、英国における債権説の議論の背景について、若干検討を加えておきたい。第一に、英国の信託法理の中でも、受益権の第三者に対する効果は一定範囲で認められているわけであるが、かかる局面において受益者と第三者との利害調整を行う判例法理がどのような内容及び特徴を有しているかを、ごく簡単に検討する。第二に、英国において債権説が強力に主張されたのは19世紀末から20世紀初頭にかけてであるが、当時における英国の信託法理及び信託法学の置かれた状況がどのようなものであったかに

ついても、ごく簡単に検討しておく。

① 善意有償取得法理の概要

英国の信託法理の中で、受託者が信託違反 (breach of trust) によって信託財産を第三者に譲渡した場合に、受益者と第三者との利害調整を司るのは、「善意有償取得法理 (Purchase for Value without Notice)」と呼ばれる判例法理であって、その利害調整の基本的構造は、要約すると次のようなものである。

すなわち、受託者が信託違反によって信託財産を第三者に譲渡した場合に、第三者が信託違反につき善意 (without notice) かつ有償 (for value) で財産のコモン・ロー上の権原 (legal title) を取得したのであれば、受益権の効果は当該第三者には及ばない^(注9)。これに対して、第三者が信託違反につき悪意 (with notice) で信託財産を譲り受けた場合、第三者が無償で (for no value) 信託財産を譲り受けた場合、及び第三者が譲り受けた信託財産のコモン・ロー上の権原の移転を受けていない場合には、第三者は譲り受けた財産に関して受益者からの追及を受ける^(注10)。第三者が信託違反につき「悪意 (with notice)」であるとは、受託者の信託違反を現実知っていた場合 (actual notice) の外、過失によって知らなかった場合 (constructive notice) を含む^(注11)。又、第三者が信託財産を有償で譲り受けたか否かは、信託財産の譲渡に対して実質的な対価の支払が第三者から行われたか否かによって判断される^(注12)。

なお、信託財産を構成する財産がコモン・ロー上の財産権ではなくエクイティ上の権利であった場合には^(注13)、エクイティ上の権利についてコモン・ロー上の権原を觀念することができない以上、第三者は善意有償で信託財産を譲り受けても信託財産に関するコモン・ロー上の権原の移転を受けたことにならず、受益者から

の追及を受ける^(注14)。

受益者は、第三者に対する追及が可能である場合には、①譲渡された信託財産を第三者から取戻すこと、②第三者と受益者との間に法律上存在が擬制された信託関係 (constructive trust) があるとして、第三者に当該擬制信託関係上の受託者 (constructive trustee) としての義務と責任を強制すること、③受託者の信託違反によって信託財産に関して生じた価値の減少を、信託財産を譲り受けた第三者に賠償させること、のいずれかの救済手段を選択することができる^(注15)。

以上のような善意有償取得法理は、第三者が信託違反につき悪意である場合については15世紀の後半に、第三者が無償で信託財産を譲り受けた場合については15世紀後半ないし16世紀前半に、各々エクイティ裁判所 (Court of Equity; Chancellor) の判例によって成立した後^(注16)、その後の判例によって不動の法理として確立した^(注17)。現在の英国の信託法理で受益権の第三者に対する効果が認められているのも、善意有償取得法理の適用結果であることは言うまでもない。

② 善意有償取得法理の特徴

善意有償取得法理の特徴としてまず検討する必要がある点は、この法理に基づく利害調整基準がどのような正義衡平の観点の下に正当化されているかである。

まず、善意有償取得法理を適用する英国の判例を見ると、いずれもこの点について具体的に判示することなく、ただ「エクイティ裁判所が従来から一貫して依拠してきた一般的普遍的な原則」であると一般的に判示したうえで、第三者が善意有償であるか否かを判断しているのみである^(注18)。

次に、エクイティ裁判所の歴史的 성격が、コ

モン・ロー裁判所における救済が得られない当事者に対して正義と衡平の観点から強制的な命令を発する、というものであったことを考えると^(注19)、善意有償取得法理にしても、長年にわたりエクイティ裁判所が多数の事例を蓄積した結果として、後の時代に「判例法理」としての地位を獲得するに到ったものと考えの方が自然である。このことは、エクイティ裁判所の「判例」が判例集として本格的に編纂され始めたのが16世紀後半以降であること^(注20)から考えても明らかであると思われる。

さらに、19世紀において行われた裁判所制度改革の過程で、エクイティ裁判所に対する批判の一環として、「エクイティ裁判所の判断の不明確性」という点が挙げられていたこと^(注21)、当時のエクイティ裁判所の判例の中でも従来のエクイティ裁判所の判断に一貫性がない旨が判示されているものがあること^(注22)から考えても、個々の事案におけるエクイティ裁判所の判断に、一貫した客観的な基準があったと考えることは困難であると思われる。

以上のことからすると、英国における善意有償取得法理は、同法理を形成したエクイティ裁判所の歴史的な性格をも併せ考慮すると、何らかの一貫した正義衡平の観点に従って判例法理が構築されたというよりは、むしろ、個別の事案に対するエクイティ裁判所の個別の判断が必ずしも一貫性を考慮されることなく数多く集積した結果として法理が形成されたと考える方が、妥当であるように思われる。

善意有償取得法理の特徴として、もう一つ検討しておく必要がある点は、善意有償取得法理が英国の法体系の中で果たした伝統的な役割についてである。

まず、前述した善意有償取得法理の内容の中では、第三者に信託財産のコモン・ロー上の権

原が移転されることが第三者が善意有償であること以外に必要とされており、特に、エクイティ上の権利を善意有償で取得した第三者に対して善意有償取得法理に基づく保護が及ばないとされている。このことからすれば、善意有償取得法理が適用される局面は、信託財産に関してコモン・ロー上の権原（典型的には信託財産に関するコモン・ロー上の所有権）を有する第三者とエクイティ上の権利である受益権を有する受益者との利害調整を行う局面であると考えられる。言い換えれば、善意有償取得法理は、信託財産に関してコモン・ロー上の権原を有する受託者から信託財産を譲り受けた第三者と、信託財産に関してエクイティ上の権利である受益権を有する受益者との利害調整を司る法理であって、財産に関して権原のない者と取引を行った第三者を善意有償の要件の下にコモン・ロー上の権原を付与する法理^(注23)とは、理論的に大きく異なるわけである。

他方、当時の英国におけるエクイティ裁判所における審理判断は、コモン・ロー裁判所と独立して行われるものであり、両裁判所間で判断の内容が矛盾抵触することは違法ではなかった^(注24)。又、エクイティ裁判所の発する命令にしても、命令の名宛人をエクイティ上個人として拘束するのみであり、コモン・ロー裁判所における手続ないし判断に対して何ら影響を及ぼすものではなかった。そして、このような裁判所相互間の判断の矛盾抵触に対する解決は、17世紀に到って初めて、エクイティ裁判所の判断がコモン・ロー裁判所の判断に優越するとされたわけであるが、このような裁判所間の矛盾抵触する判断に対する調整は、理論上の解決というよりも、エクイティ裁判所とコモン・ロー裁判所との間で発生した政治的抗争を契機とした政治的解決の結果であった^(注25)。

以上のことからすると、善意有償取得法理が英国の法体系において果たした伝統的な役割は、ある財産に関してコモン・ロー上の権利とエクイティ上の権利とが抵触した場合における、両法体系間の調整を図るという点にあったものと考えられる。又、善意有償取得法理がかかる役割を果たすに際しては、英国の法体系におけるコモン・ローとエクイティとの関係が、各々の法を司る裁判所の歴史的・政治的権威を背景として別個独立の法体系として成立していたことが、法理の適用の前提となっていたと考えられる。

③ 債権説の登場の背景

債権説の議論を具体的に分析するための前提として検討しておく必要があるもう一つの点は、債権説が主張されるに至った19世紀後半から20世紀初頭にかけての、英国の信託法理及び信託法学が置かれた状況についてである。

この時代において英国の信託法理に最も重大な影響を及ぼした状況の変化は、19世紀を通じた一連の裁判所制度改革の結果として、1873年裁判所法^(注26)により、エクイティ裁判所がコモン・ロー裁判所と統合され消滅したことであったと考えて差し支えない^(注27)。前述したとおり、善意有償取得法理はエクイティ裁判所の個別の事件に対する個別の判断の集積として成立したものであり、エクイティ裁判所の歴史的・政治的権威を正統性の基盤とするものであった。従って、いかなる理由にせよエクイティ裁判所が消滅したことは、善意有償取得法理を含む信託法理全体が、重要な正統性の基盤を失ったことを意味していたわけである。

このように、債権説が主張された19世紀後半から20世紀初頭においては、善意有償取得法理を含む信託法理全体が、エクイティ裁判所が1873年裁判所法によって消滅した直後におい

て、法理の正統性を維持する何らかの理論的基盤を求めていた時代であったと考えられる。

又、裁判所制度改革が信託法理に関して重要な影響を及ぼしたもう一つの点は、1873年裁判所法が、コモン・ローとエクイティとの一般的な関係について、次のような規定を設けていたことである。

「第25条第11項： 一般に (Generally)、〔中略〕 同一の事項について、エクイティ上の規範 (Rules of Equity) とコモン・ロー上の規範 (Rules of Common Law) との間に対立ないし不一致 (conflict or variance) が生じた場合には、エクイティ上の規範が優先する (Rules of Equity shall prevail) (注28)。」

英国の法体系における善意有償取得法理の役割に関して前述したとおり、善意有償取得法理に基づく利害調整の前提にあった考え方は、コモン・ローとエクイティとが別個独立の裁判所によって各々適用される別個の法体系であることであった。すなわち、善意有償取得法理の役割は、かかる法体系の二重性によって生じたコモン・ロー上の財産権とエクイティ上の権利との利害調整にあったわけである。ところが、上記の裁判所法の規定をごく単純に解釈すると、コモン・ロー上の規範とエクイティ上の規範との間に対立ないし不一致が生じた場合にはエクイティ上の規範が優先して適用されるから、裁判所法制定前のように、具体的な紛争においてコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所との間で異なる結論が拮抗するという事態は生じなくなる。要するに、裁判所法制定によって、コモン・ローとエクイティとの関係は同法制定前とは全く異なるものとなり、善意有償取得法理を適用して両者の拮抗を調整する必要はなくなるわけであるから、英国の法体系における善意有償取得法理の役割についても、法体系全体の構

造変化の可能性をも考慮したうえで、改めて検討せざるを得なくなることになる。

このように、債権説が主張された19世紀後半から20世紀初頭にかけては、1873年裁判所法に基づく裁判所制度全体の構造の変化や、同法第25条第11項の解釈に関連して、コモン・ローとエクイティとの全体的な関係が再検討される必要が生じた時代であったものと考えられる。

(2) メイトランドの議論

前項で検討してきた点を議論の前提として考慮しつつ、以下では、信託の基本構造及び善意有償取得法理に関する英国の債権説の理論構成を、代表的な論者であるメイトランドが提示した議論に即して具体的に検討していく。

メイトランド (1850～1906) (注29) の信託及びエクイティに関する議論は、生前の講義ノートを基に1909年に発表された『エクイティ (注30)』の中に体系的にまとめられている。以下では、専ら同書を素材として、信託の基本構造及び善意有償取得法理に関するメイトランドの議論を検討する。

① エクイティの性質と信託の基本構造

まず、メイトランドは、講義全体の目的を、エクイティの主要な原則の基本的な性格を明らかにすること、としたうえで、エクイティを裁判所によって適用 (administer) される現行法体系の一部 (existing body of rules) としてとらえる、と前提する (注31)。そして、エクイティの定義について、次のように述べる。

「エクイティとは何か? 〔中略〕 1875年には、『エクイティとは、エクイティ裁判所として知られる裁判所によってのみ適用される法である』とすることができたかもしれない。もちろんこの定義は満足のいくものではないが、今日においてはこの満足のいかない定義ですら放棄されなければならない。今日では、単にエクイ

ティを扱う裁判所は存在しない。従って、現在では、エクイティは、裁判所法がなければエクイティ裁判所として知られていたであろう裁判所のみによって適用されたであろう法、と言わざるを得ないのである。(注32)」

このようにメイトランドは、存在しなくなった裁判所により実体法たるエクイティを定義づけることはできない、として、エクイティの新たな定義付けのためにエクイティ裁判所の歴史を検討する(注33)。そして、エクイティは、歴史的にはコモン・ローと対立抵触する部分があったが、現在ではコモン・ローを補完して一体的な法体系を形成していることを主張する、として、ブラックストーン釈義 (BLACKSTONE, COMMENTARIES) を参照しつつ、次のように述べる。

「エクイティは、過去にどのようなものであったとしても現在においては、我々英国の法の一部 (a part of the law of our land) である。(注34)」

要するに、メイトランドは、英国の法体系におけるエクイティの位置付けを、エクイティ裁判所により適用されるコモン・ローと別個独立の法体系、としてではなく、コモン・ローとエクイティとが一体となった法体系の中においてコモン・ローを補完する法、としてとらえているということが出来る。そして、メイトランドは、エクイティがコモン・ローを補完して一体的な法体系を構成していることを論証するとして、信託の基本構造について次のように議論する。

「従来はコモン・ロー上受託者が信託財産の所有者 (owner of the land) であり、エクイティ上は受益者が信託財産の所有者であるとされてきた。ここには十分な対立があるように思える。[中略] 共に対等な管轄権を有する二つの

裁判所があり、一方はAが財産の所有者であって、他方はBが所有者であるという。これは、混乱と無秩序 (civil war and utter anarchy) が生ずることを意味している。もちろんこの説明は極めて雑なものであり、誤解を招く危険なものである。これは、エクイティ上の財産権 (equitable estates) の性格を検討してみれば明らかである。エクイティは、受益者を信託財産の所有者としているわけではない。エクイティは、信託財産の所有者は受託者であるが、しかしこれに加えて、受託者は受益者の利益のために (for the benefit of the cestui que trust) 信託財産を保持する義務を負っている (he was bound to hold the land)、としているのである。ここには何の対立も生じない。(注35)」

このように、メイトランドは、信託の基本構造として、受託者が信託財産の所有者であり、受託者は受益者の利益のために信託財産を保持する義務を負っている、とする債権説の理論構成を採用すべきことを説く。そして、そのように理解するのでなければ、信託財産は受託者と受益者とに分かれて所有されることとなり、1873年裁判所法第25条第11項によってエクイティ上の規範が優先する結果、受益者が信託財産の所有者となって、受託者は信託財産に関して何らの権利義務を有しないこととなるが、裁判所法はこのように信託関係を全て破壊する目的で制定されているわけではない、と主張する(注36)。そのうえで、メイトランドは、エクイティとコモン・ローとの関係一般について、次のように結論付ける。

「我々は、コモン・ローとエクイティとが二つの対立する体系 (two rival system) であると考えべきではない。エクイティはそれ自体完全な体系 (self-sufficient system) ではなく、全ての点においてコモン・ローの存在を前提とす

るものであった。他方、コモン・ローはそれ自体完全な体系であった。〔中略〕コモン・ローの存在しないエクイティは一種の空中楼阁であり、存在不可能(impossibility)なものである。／エクイティは単独の完結した体系(a single, consistent system)、一つのまとまりある法分野(an articulate body of law)ではなく、相互にそれほど関連のない個々の補充的な原則の集積(collection of appendixes)と考えるべきである。又、法体系を整合的にとらえようとするのであれば、ある分野においてはエクイティ上の原則を相当程度加味し、他の分野ではほとんど考慮しないということに気づくであろう。〔中略〕将来においては、個々の原則がコモン・ロー上の原則であるかエクイティ上の原則であるかを法律家が逐一考慮する必要はなくなり、裁判所(High Court of Justice)において適用される確立した法であるとすれば足りることになるであろう。(注37)』

以上のことからすると、メイトランドが信託の基本構造に関する理論構成として債権説を提唱するに到った理由は、コモン・ローをエクイティが補完しつつ両者が一体となった法体系の存在を議論の前提として、かつ、1873年裁判所法の解釈との整合を図りつつ、信託財産に関するコモン・ロー上の権利関係とエクイティ上の権利関係との調和を保とうとしたためであると考えられる。

② 受益権の性質と善意有償取得法理

そうすると、次に検討する必要があるのは、本稿の主要な関心事である、善意有償取得法理に基づく受益者と第三者との利害調整に対し、メイトランドが債権説の立場からどのような議論を行っているかである。

メイトランドは、まず、受益者が信託関係において有する受益権の法的性格について、1873

年裁判所法第25条第11項を援用しつつ、エクイティ上の権利としての受益権は、信託財産に関する対世的な物権的権利(jura in rem)ではなく対人的な債権的権利(jura in personam)である、と主張し、信託の基本構造に関する債権説の立場を確認する(注38)。もっとも、メイトランドは、受益権が土地に関する物権的権利と類似していることは認めており、そのように考えられるに到った原因は大法官がコモン・ロー上の財産権を範としてエクイティ上の権利を形成していったためであると説明できるが、それだけでは十分でない、とする(注39)。そして、重要なのは信託を強制(enforce)される者の範囲がどこまでかであるが、受益権の効果が及ぶ相手方の範囲の発展について、いくつかの論理的段階(several logical stages)がある、として、大要次のような議論を展開する(注40)。

- (1) 第一に、受益者は、自己のために信託されることを引き受けて財産を保持する者に対して信託を強制できる。
- (2) 第二に、受益権は、受託者から遺贈ないし相続(inheritance or succession)を受けた者、受託者の遺言執行者ないし遺産管理人(executors or administrators)に対して強制可能となる。
- (3) 第三に、受託者の債権者に対して受益権が強制される。しかし、これについては様々な経緯があり、完全に認められるようになるのは王政復古以降である。なお、ほぼ同時期にエクイティ裁判所は受益者の債権者に受益権に対する強制執行を認めるようになる。
- (4) 第四に、受益者と契約関係等の全く存在しない、かつ、信託関係について完全に善意である(utterly ignorant of the trust)、受託者からの受贈者(trustee's donee)についても、受益権による強制がかなり早い段階で認めら

れる。なお、このあたりから、受益権は物権の権利としての外観を有するようになる。

- (5) 第五に、これも早い段階のことであるが、受託者から信託財産を譲り受けた者のうち、譲り受けの時に信託関係の存在を知っていた者 (he at the time of the conveyance knew of the trust) に対しても、受益権の強制が認められるようになる。
- (6) 次の段階は、必然的なものとなる。すなわち、慎重な買主であるように行動すれば信託関係を知っていた筈である者 (those who would have known of the trust had they behaved as prudent purchasers behave) に対しても、受益権の効果が及ぶようになる。第三者が慎重な買主としての注意 (diligence) を払ったか否かの判断は、客観的な基準 (objective standard) に従って行われる。もっとも、この基準は極めて高い水準に設定されている。この基準により要求される調査 (investigation) を尽くさなかった第三者は、推定悪意 (implied notice) 又は擬制悪意 (constructive notice) があったとして、受益者に対する責任を負う。「以上により、エクイティ上の権利は、コモン・ロー上の所有権 (legal ownership) を有償で取得した (by purchase for value) 者に対してであっても、その者がコモン・ロー上の所有権を取得した時に当該エクイティ上の権利に対する現実悪意又は擬制悪意 (notice express or constructive of those rights) があるときは、当該エクイティ上の権利の効果を及ぼすことができる。^(注41)」
- (7) しかし、ここで限界が訪れる。善意有償 (bona fide) で、すなわち、有償で、エクイティ上の権利の存在につき現実悪意又は擬制悪意なしに (without notice express or con-

structive)、コモン・ロー上の権利を取得した者に対しては、エクイティ上の権利の強制は及ばない。

メイトランドは、善意有償取得法理の歴史的な形成過程を以上のように述べた後、善意有償取得法理の理論構成に関して次のように議論して、債権説の立場を再確認する。

「以上の結果の把握については、以下の二通りの考え方がある。／(1)受益者は、信託を引き受けたあらゆる者に対するほか、受託者を通じないし受託者からの無償譲受人 (volunteers) とされる全ての者 (相続人、受遺者、人格代表者、受贈者) に対して、債権者に対して、及び現実悪意又は擬制悪意によって財産を取得した者に対して、強制できる権利を有している。／あるいは、(2)受益者は、善意有償の譲受人 (bona fide purchaser) (ここでいう「譲受人」には常に譲渡抵当権者 (mortgagee) を含む)、すなわち、有償かつ信託に関する現実悪意又は擬制悪意なしに財産に関するコモン・ロー上の権利を取得した者を除いて、全ての者に強制できる権利を有している。／この両者のうち、第二の考え方の方が現在ではより通用しているが、第一の考え方の方が望ましいと思う。^(注42)」

そしてメイトランドは、上記の第一の考え方のような善意有償取得法理の把握は、歴史的にも正しい把握であるし、エクイティ上の権利の性質の理解としても正当であるとして、その論拠を二つ挙げている。すなわち第一に、1834年の立法に到るまで、受託者死亡時における封建制度上の土地の没収に関しては、受益者に対して何らの保護がなかったこと、第二に、受託者の権原と敵対する権原 (adverse title) を有する者に対して、エクイティ裁判所の命令により受益者が信託を直接強制することが認められてこなかったこと、である^(注43)。そのうえでメイト

ランドは、ポロック (Sir Frederick Pollock) の表現を引用して、エクイティ上の権利の法的性質について次のように結論付ける。

「エクイティ上の所有権の性質及び徴表 (nature and incidents of equitable ownership) について正しく考える方法は、エクイティ裁判所によってのみ保護される真の所有権 (real ownership) という概念から出発するのではなく、コモン・ロー上の所有者との契約 (contract with the legal owner) に基づく、エクイティ裁判所以外のものによっては、(いわゆる通常の信託の場合には) 全く強制されることなく、あるいは (土地の売買契約に関して生ずるような擬制信託の場合には) 完全には強制されることのない権利である、という概念から出発することである。^(注44)」

すなわち、メイトランドは、エクイティ上の権利である受益権を信託財産に関する「真の所有権」であると考えのではなく、むしろ、信託関係を信託財産の「コモン・ロー上の所有者」である受託者と受益者との「契約」に類似した関係にとらえ、受益権をかかす「契約」類似の関係における当事者間の債権的権利と考えているわけであり、善意有償取得法理の分析に関しても、債権説の理論構成を一貫させていることができる。

以上のことからすると、メイトランドは、信託の基本構造に関して債権説を採用することと、善意有償取得法理に関する解釈とを、理論的に一貫したものとして議論を展開しようとしていることが窺える。従って、善意有償取得法理に関するメイトランドの議論の中には、本稿の関心事である債権説の立場から受益権の第三者に対する効果を積極的に論証しようとする手掛かりがあると考えられる。

メイトランドは、受益権の第三者に対する効

果の拡張の「論理的段階」として、①信託関係を引き受けた者、の次に、②受託者から的人格承継人、③受託者に対する債権者、及び④受託者からの無償譲受人、に対する受益権の追及を先に挙げる。そしてその後に、⑤信託違反につき現実悪意の第三者、及び⑥過失により信託違反を知らなかった第三者、に対する受益権の追及を挙げ、最後に⑦善意有償取得者に対する受益権の追及が許されないことを述べている。このうち、①信託関係を引き受けた者、とは要するに、受託者及び受託者としての義務と責任を負うことを引き受けた者であって、これらの者に対して信託関係の強制が及ぶことが債権説の理論構成の下で認められることは明らかであるから、問題となるのはそれ以外の第三者に対する追及についてである。

前述したとおり、判例が受益権の追及を認めるに到った時間的順序は、信託違反につき悪意の第三者については15世紀後半、信託財産を無償で取得した第三者については15世紀後半ないし16世紀前半であるから^(注45)、メイトランドは、善意有償取得法理の形成における「論理的段階」として提示した順序を、あえて現実の判例形成における時間的順序と逆転させていることになる。従って、メイトランドの考えている善意有償取得法理の理論的基盤は、信託違反につき悪意で信託財産を取得した第三者に対する関係よりも、信託関係につき無償で財産を取得した第三者に対する関係について、より合致するものであると推測できる。

そこで、信託関係を引き受けた者のすぐ次の段階で信託関係を強制されるとされる、受託者の相続人、受遺者、遺言執行者及び遺産管理人について見てみると、これらの者が信託を強制される理由をメイトランドは次のように説明する。

「これらの者は原受託者 (original trustee) の人格 (persona) の全部又は一部を承継していると考えられるため、受託者から承継した財産権 (proprietary rights) に関して受託者が負っていた義務を負うことになるのである。(注46)」

この説明は、要するに、本来なら受託者に対してのみ強制されるべきエクイティ上の権利である受益権が第三者に対しても効果を生ずることがあるのは、当該第三者が受託者の人格の全部又は一部を承継し、受託者が負っていた義務を受託者に代わって負うことになるためである、とするものである。そして、受託者に対する債権者、受託者からの受贈者、の両者にかかる「人格承継人」の次の段階に信託の強制を受ける者として説明したうえで、最後に善意有償取得法理全体の理論構成を提示するに当たって人格承継者と受贈者を一括して「無償譲受人 (volunteer)」としていることからすると、メイトランドの考える善意有償取得法理の理論的基盤は、受託者の信託違反に際して信託の強制を受ける第三者を、当該信託関係における受託者の承継人又はこれに類似する者として、受託者と法的に同一視することにあるのではないかと推測できる(注47)。

他方、信託違反につき悪意で信託財産を譲り受けた第三者に対する信託の強制に対して、メイトランドは次のような説明を加えている。

「この根拠は何だろうか？古典によれば、その根拠は明確であって、要するに、詐欺 (fraud) ないし詐欺に類似するものだからである。他人のための信託として保持されていることを知って財産を譲り受けることは、反良心性 (unconscientious)、すなわち良心に敵対すること (against conscience) である。(注48)」

この説明の下では、信託違反につき悪意で信託財産を譲り受けた第三者が信託の強制を受け

る理由は、当該第三者が詐欺行為の加害者であることに求められている。この説明は一見すると、無償で信託財産を譲り受けた第三者に対する上記の説明と異なる説明であるようにも考えられなくはない。しかしながら、信託違反を行った受託者自身の行為が受益者に対する「反良心的な行為」であることは明らかであるから、受託者の信託違反は常に受益者に対する詐欺行為を構成することになる。従って、受託者が信託違反によって悪意の第三者に信託財産を譲渡することは、単に相手方である悪意の第三者を詐欺行為の加害者とするだけでなく、当該第三者と受託者とが共同して受益者に対する詐欺行為を行ったものと評価すべきことになる。そして、この考え方は要するに、信託違反を行った受託者と信託違反につき悪意で信託財産を取得した第三者とを、信託違反という同一の詐欺行為に関して共同行為者として同視するものであるから、結局、無償で信託財産を取得した第三者に対する場合と同様、第三者を受託者と法的に同一視していると考えてよいように思われる(注49)。

但し、信託違反に関して第三者と受託者とを共同行為者として同一視するという理論構成は、第三者が信託違反につき現実悪意であった場合には典型的に妥当する反面、第三者が擬制悪意により信託を強制される場合には、第三者と受託者との間に信託違反に関する認識の合致がない以上、必ずしも妥当しなくなることが明らかである。従って、第三者が擬制悪意であった場合に現実悪意の場合と同様信託が強制されることは、判例による善意有償取得法理の拡張として考えざるを得ないことになる。実際、メイトランド自身も、信託財産を取得した第三者の擬制悪意の有無について判断するに当たって第三者に要求される注意基準について検討する

際、「エクイティ上の権利が、本来債権的権利 (rights in personam) であるにもかかわらず誤解を招く程に物権的権利 (rights in rem) に類似した外観 (misleading resemblance) を有している」ことは、「エクイティ裁判所が買主に対する注意基準 (standard of diligence)、しかも高度の注意基準 (and a high one) を設定したため、買主が信託に関する擬制的な認識なしに土地を取得することが困難となった」ためであるとやや批判的に述べている^(注50)。従って、過失により信託違反を知らなかった第三者に対して信託関係が強制されることは、メイトランドの上記の議論とは、必ずしも理論的に整合しない部分があると考えざるを得ないように思われる。

以上の検討からすれば、メイトランドの議論において、善意有償取得法理に基づく受益権の第三者に対する効果が、受益権が債権的権利であることの「例外」とされていないことは明らかであろう。むしろ、メイトランドは、無償で信託財産を取得した第三者と信託違反につき悪意で信託財産を取得した第三者とを、受託者の承継人又は共同行為者として受託者と法的に同一視することによって、善意有償取得法理に基づく受益権の第三者に対する効果を債権説の理論構成の下で矛盾なく認めるという、積極的な論証を試みたものと考えられる。

もっとも、善意有償取得法理それ自体は、メイトランドの議論以前に確固として成立していた判例法理であって、かかる法理の成立経緯がメイトランドの提示した理論構成を必ずしも前提としていないことは、既に検討したとおりである。又、上記のとおり、メイトランドの提示した議論でも、善意有償取得法理に基づく受益権の第三者に対する効果が、完全に説明し尽くされているわけではない。従って、メイトラン

ドの上記の議論といえども、判例法理としての善意有償取得法理の存在を前提とした説明概念という性格を完全に払拭することはできないわけであり、日本法の解釈指針としてこの考え方を応用することが果たして妥当であるか否かについては、慎重な検討が必要となる。

3. 日本法への示唆と今後の課題

前節で検討したとおり、メイトランドの議論においては、信託の基本構造として債権説の理論構成を採用することが、善意有償取得法理に基づいて受益権の第三者に対する効果を一定範囲で認めることと、必ずしも理論的に矛盾しないとする考え方が提示されていた。但し、メイトランドの議論の中核となっている、信託違反によって信託財産を取得した第三者を受託者と法的に同一視する、という考え方は、過失により信託違反を知らなかった第三者に対して信託関係が強制されることを、理論構成の例外として位置づけざるを得ないものであった。

そうすると、本稿で検討する必要があるのは、上記のようなメイトランドの基本的な考え方が（上述のような限界があることを含めて）、果たしてわが国の信託法第31条の解釈指針としても妥当するか否かである。そして、この点について考えるに際しては、英国における信託法理とわが国における信託法との差異を考えたい。かかる差異が上記の考え方に影響を及ぼすか否かを検討することが、まず前提として必要となる。

信託に関する英国と日本との差異として理論的に最も問題を生じさせる点は、英国の信託法理が、別個独立の裁判所によって各々適用されるコモン・ローとエクイティとの法体系の二重性を前提として成立してきたのに対し、わが国の信託法はかかる法体系の二重性を前提とし

ていない、という点である。しかしながら、前節で検討したとおり、少なくともメイトランドは、英国の法体系におけるコモン・ローとエクイティとの関係に関して、両者を別個独立の二重の法体系と考えるのではなく、コモン・ローをエクイティが補完する一体的な法体系を議論の前提としていたと考えられるから^(注51)、メイトランドの議論をわが国の信託法の解釈指針として参照することに支障はないものと思われる。

次に、英国における善意有償取得法理は、信託違反によって信託財産を取得した第三者が、信託違反につき悪意である場合のみならず、無償で信託財産を取得した場合についても法理の適用対象としており、信託本旨違反についての第三者の善意悪意のみを以て利害調整を行う信託法第31条^(注52)と適用対象を異にする点が問題となる。しかしながら、確かに第31条それ自体は第三者の善意悪意のみを利害調整基準としているが、善意有償取得法理が「無償の譲受人」として想定している、受託者の相続人や受託者の債権者等については、第15条及び第16条による利害調整が規定されている。又、受託者からの受贈者については、信託本旨違反に対する善意悪意の判断を行う際に、実質上信託違反処分の対価の有無が考慮の対象とされることによって事実上同一の利害調整が行われることが予想される^(注53)。なお、メイトランドの議論においても、その中核となる受託者と第三者とを法的に同一視するという考え方は、典型的には受託者の相続人等の人格承継人を念頭に置くものであり、受託者からの受贈者は信託財産の譲渡の対価が無償であることを媒介とした議論の拡張としてとらえられているということが出来る^(注54)。さらに、信託法第31条は信託関係を強制される第三者の範囲について、信託本旨違反

につき悪意又は重過失があった者を挙げており、この点でも善意有償取得法理に基づく第三者への信託関係の強制とは異なる規制がなされている。しかしながら、前記のとおり、メイトランドの議論の限界は、過失により信託違反を知らなかった第三者に対する信託関係の強制を十分説明できなかったことにあったわけであるから、軽過失により信託本旨違反を知らなかった第三者に対する取消権行使を認めない第31条の解釈指針としては、メイトランドの議論の限界は、図らずも回避されているということが出来る^(注55)。

以上のことからすると、メイトランドの議論を信託法第31条の解釈指針として参照するに際して、善意有償取得法理と信託法第31条との適用対象の差異は、重大な難点にはならないと考えてよいように思われる。のみならず、メイトランドの考え方を信託法第31条の解釈指針として参照することは、軽過失のある第三者に関する議論の理論的な限界が図らずも回避されている点を考慮すると、善意有償取得法理に関する場合以上に適合的であるとさえ考えられよう。

このように、信託本旨違反処分の相手方である第三者が信託違反につき悪意又は重過失がある場合に、当該第三者を受託者と法的に同一視すると考えることによって、受益権の効果を一定範囲で第三者に対して認めることは、信託の基本構造としての債権説の理論構成の下で、矛盾なく位置づけることが可能となるものと思われる。さらに、このような解釈指針を採用することは、第31条が明示に規定していない点について、新たな解釈の可能性を示唆するものであるほか^(注56)、受益権の第三者に対する権利行使の法的性格について、再検討する必要性を示唆するものである^(注57)。もとより、本稿で主張する第31条に関する上記のような解釈指針はあくま

で試論にすぎないものであるから、受益者の追及権の法的性格を信託の本質的特徴の中で理論的に位置づけていく作業の中で、再度その妥当性を検討し直すこととしたい。

【注】

- (注1) 池田寅二郎「信託法案ノ概要」法協38巻7号823頁(1920)。
- (注2) 四宮和夫・信託法「旧版はしがき」3頁(新版、1989)。
- (注3) 受益権が信託財産に関する物権であると主張する学説としては、岩田新・信託法新論(1933)が、信託財産に実質的な法主体性があると主張する学説としては、前掲四宮・信託法が、それぞれ最も代表的である。
- (注4) 従来の見解としては、遊佐慶夫・信託法制評論96頁(1924)、青木徹二・信託法論235頁(1926)、細矢祐治・信託法理及信託法制757頁(1926)、三淵忠彦・信託法通釈154頁(1926)、など参照。
- (注5) 辻正美「受託者の背信的処分の効力について(四・完)」法学論叢106巻6号41頁(1980)。
- (注6) 道垣内弘人・信託法理と私法体系(1996)223頁。
- (注7) 能見善久〔文献紹介〕信託法研究22号109頁(1998)。
- (注8) むしろ、受益者が信託財産の所有権を有していると同様の物権の保護を与えられるべきであるとする道垣内の考え方は、信託の基本構造に関して受益者に信託財産の実質所有権が帰属するという考え方、すなわち債権説ではなく物権説の方により近い考え方に立っているとも考えられる。
- (注9) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, p.414 (15th ed. 1995)。
- (注10) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, pp.411-415。
- (注11) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, pp.411-414。従って、ここでいう「悪意」の語は、日本法での用語法とやや異なっている。
- (注12) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, pp.414-415。
- (注13) 例えば、エクイティ上の譲渡抵当権(equitable mortgage)が信託された場合や、信託受益権が再信託された場合がこれに該当する。
- (注14) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, p.917。
- (注15) UNDERHILL & HAYTON, TRUSTS AND TRUSTEES, pp.911-912。このうち②及び③の救済手段はわが国の信託法第31条では規定されていないものである。
- (注16) Anonymous (1471), Y.B. 11 Edw. IV, fol. 8 pl. 13, translated in F. W. MAITLAND, COLLECTED PAPERS, vol. 3 p.345; Anonymous (1474), FITZHERBERT'S ABRIDGEMENT, fol. 129 pl. 14; Anonymous (1522), Y.B. 14 Hen. VIII, fol. 4 pl. 5, translated in A. W. SCOTT, CASES ON TRUSTS (3d ed.), p.615。なお、この二つの場合に関する法理の成立時期の前後関係は、本稿の議論にとって重要な意味を有している。後記(2)②参照。
- (注17) *Harding v. Hardrett*, Rep. Temp. Finch, 9, 23 Eng. Rep. 5, 6 (1673); *Basset v. Nosworthy*, Rep. Temp. Finch, 102, 103, 23 Eng. Rep. 55, 56 (1673); *Stanhope v. Verney*, 2 Eden. 81, 85, 28 Eng. Rep. 826, 828 (1761); *Jerrard v. Saunders*, 2 Ves. 454, 457, 30 Eng. Rep. 721, 723 (1794); *Wallwyn v. Lee*, 9 Ves. 25, 33, 32 Eng. Rep. 509, 512 (1803); *Payne v. Compton*, 2 Y. & C. Ex. 457, 461, 160 Eng. Rep. 476, 477 (1837); *Attorney-General v. Wilkins*, 17 Beav. 285, 292, 51 Eng. Rep. 1043, 1046 (1853)。
- (注18) *Jerrard v. Saunders*, 2 Ves. 454, 457, 30 Eng. Rep. 721, 723 (1794); *Wallwyn v. Lee*, 9 Ves. 25, 33, 32 Eng. Rep. 509, 512 (1803); *Attorney-General v. Wilkins*, 17 Beav. 285, 292, 51 Eng. Rep. 1043, 1046 (1853)。
- (注19) D. M. KERLY, HISTORICAL SKETCH OF CHANCERY, pp.23-25; W. HOLDSWORTH, HISTORY OF ENGLISH LAW, vol. 1 p.395 et seq.; J. H. BAKER, INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY, p.112 et seq.
- (注20) ENGLISH REPORTS として編纂されているエクイティ裁判所の判例集は1557年のものが最古である。
- (注21) KERLY, HISTORICAL SKETCH OF CHAN-

CERY, p. 266 et seq.; HOLDSWORTH, HISTORY OF ENGLISH LAW, vol. 1 pp. 467-469; BAKER, INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY, pp. 126-128.

(注22) *Gee v. Pritchard*, 2 Swans. 402, 414, 36 Eng. Rep. 670, 674 (1818), per Lord Eldon.

(注23) 公開市場 (Market overt) において動産を善意有償 (bona fide; purchase for value without notice) で取得した買主は、売主が当該動産に関するコモン・ロー上の権原 (legal title) を有しない場合でも、権原を有する者からの追及を免れる、とされている。Parker v. Patrick, 5 T. R. 175, 176, 101 Eng. Rep. 99 (1793); Bailiffs, Burgesses, & c. of Tewkesbury v. Diston, 6 East. 438, 451, 102 Eng. Rep. 1355, 1360 (1805); Irving v. Motly, 7 Bing. 543, 551, 131 Eng. Rep. 210, 214 (1831); Crane v. London Dock Company, 5 B. & S. 313, 319, 122 Eng. Rep. 847, 849 (1864). cf. J. W. JONES, BONA FIDE PURCHASER OF GOODS, p. 33 et seq (1921).

(注24) KERLY, HISTORICAL SKETCH OF CHANCERY, p. 107 et seq.; HOLDSWORTH, HISTORY OF ENGLISH LAW, vol. 1 p. 459 et seq.; BAKER, INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY, p. 124 et seq. 実際、ある財産に関する信託関係の概念それ自体、コモン・ロー裁判所が受託者を以て財産権者と判断し、エクイティ裁判所が受託者に対して受益者のために財産を保持することを要求する、という、両裁判所のある種の矛盾抵触した判断の下に生じたものと考えることができる。

(注25) KERLY, HISTORICAL SKETCH OF CHANCERY, p. 113 et seq.; HOLDSWORTH, HISTORY OF ENGLISH LAW, vol. 5 pp. 236-238; BAKER, INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY, pp. 125-126.

(注26) Judicature Act, 1873, 36 & 37 Victoria, c. 66. 1875年11月1日施行。

(注27) 19世紀の英国において裁判所の統廃合を含む大規模な裁判所制度改革が行われた原因としては、①別個独立の各裁判所の下で各々適用されるコモン・ローとエクイティとの交錯が、紛争の子測可能性を著しく阻害するものとなったこと、②提訴される事件数の増加に対して裁判所

の体制が整わず、著しい訴訟遅延が生じたこと、③各裁判所における手続がどの裁判所においても極めて複雑なものとなり、訴訟遅延に拍車をかけたこと、④訴訟費用の徴収形態が審理ごと書面ごとに加算される仕組みとなっていたために不正行為が横行したこと、等の事情があったことが指摘されている。KERLY, HISTORICAL SKETCH OF CHANCERY, p. 264 et seq.; HOLDSWORTH, HISTORY OF ENGLISH LAW, vol. 1 p. 435 et seq.; BAKER, INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY, pp. 131-133.

(注28) Judicature Act, 1873, s. 25 (11).

(注29) メイトランドに関する評伝としては、田中英夫「メイトランド——人と業績」英米法研究 3・英米法と日本法 276頁以下 (1988、初出 1979)、W. S. HOLDSWORTH, HISTORIANS OF ANGLO-AMERICAN LAW, p. 130 et seq. (1928) など参照。

(注30) F. W. MAITLAND, EQUITY, ALSO FORMS OF ACTION AT COMMON LAW (ed. by A. H. CHAYTOR & W. J. WHITTAKER, 1909). 同書に関する従来の研究としては、森泉章ほか・イギリス信託法原理の研究 (1992) が、又、同書の翻訳としては、トラス 60・エクイティ研究会訳・エクイティ (1991)、がある。

(注31) MAITLAND, EQUITY, p. 1.

(注32) MAITLAND, EQUITY, p. 1.

(注33) MAITLAND, EQUITY, pp. 1-10.

(注34) MAITLAND, EQUITY, p. 13.

(注35) MAITLAND, EQUITY, p. 17.

(注36) MAITLAND, EQUITY, pp. 17-18.

(注37) MAITLAND, EQUITY, pp. 19-20.

(注38) MAITLAND, EQUITY, pp. 111-112.

(注39) MAITLAND, EQUITY, pp. 112-115, 117.

(注40) MAITLAND, EQUITY, pp. 117-119.

(注41) MAITLAND, EQUITY, pp. 118-119.

(注42) MAITLAND, EQUITY, pp. 119-120.

(注43) MAITLAND, EQUITY, pp. 120-121.

(注44) MAITLAND, EQUITY, p. 121, citing, POLLOCK, PRINCIPLES OF CONTRACT (7th ed.), p. 209.

(注45) 前記(1)①注16参照。

(注46) MAITLAND, EQUITY, p. 117.

(注47) 従って、いわゆる「無償」で信託財産を譲り

受けたとされる第三者のうち、メイトランドの議論が典型的に念頭に置いているのは、相続人等の人格承継人であって、信託財産を贈与された第三者は、信託財産の譲渡の対価がないことを媒介とした議論の拡張として位置づけられているものと考えられる。

(注48) MAITLAND, EQUITY, p. 118.

(注49) 19世紀の後半から20世紀初頭にかけて東京帝国大学の教師を勤め、わが国の英米法学の形成に大きな役割を果たしたほか、信託法起草者の見解に実質的な影響を与えた米国の法学者テリー (H. T. Terry) は、信託違反につき悪意で信託財産を取得した第三者を、端的に「受託者の承継人 (successor to the trustee) として信託の効力を受ける者」の一として挙げる。H. T. TERRY, OUTLINES OF LECTURES ON EQUITY, TEIKOKU DAIGAKU, 2nd year class, p. 97 (1895-1896).

(注50) MAITLAND, EQUITY, p. 122.

(注51) 前記 2.(2)①参照。

(注52) 厳密に言えば、第31条は、信託の登記登録をすべき財産権については信託の登記登録の有無を以て受益者と第三者との利害調整基準としているため、本文で述べたことは必ずしも正確ではない。しかし、信託の登記登録の有無を以て受益者と第三者との利害調整基準とすることは、信託本旨違反に対する知不知の手段を登記登録のみに限定することにより、利害調整基準の単純化を図ったものと考えられるから、信託違反に際しての受益者と第三者との利害調整に関する原則論という意味で、第31条に基づく利害調整基準を本文のように表現した。

(注53) もっとも、このような見解に対しては、理論

的な利害調整基準の差異を事実上の同一性によって説明を回避しようとするものであるとする批判が容易に成立するであろう。

(注54) 前記 2.(2)②注47参照。

(注55) 軽過失しかない第三者の場合と比べて、重過失のある第三者を悪意の第三者と実質的に同視することは、かなり容易に認められよう。

(注56) 例えば、第31条の規定する信託本旨違反処分に対する受益者の救済手段は、同処分を取り消すことのみであるが、前記の解釈指針の下では、第三者を受託者と法的に同一視することによって受益権の第三者に対する効果を正当化するわけであるから、第三者を一種の擬制信託受託者とみなして義務や責任を追及することも、理論的な救済手段として考えられなくはないことになる。もっとも、わが国の信託法が擬制信託の存在を許容するものであるか否かについて、なお慎重に検討する必要があることは当然である。ちなみに、現在の通説の見解では、わが国の信託法は擬制信託の存在を原則として否定していると考えられている。四宮和夫・信託法39頁注4参照。

(注57) 例えば、この解釈指針の下では、受益権を信託財産に関する物権と考える場合と異なり、受託者に対する信託関係上の権利行使と第三者に対する権利行使との法的性格の異同が、理論上問題となってくる。

(著者は、日本学術振興会特別研究員であり、東京大学大学院法学政治学研究科で能見善久教授の指導のもとで民法・信託法を研究している。本論文はその研究成果の一部である。)